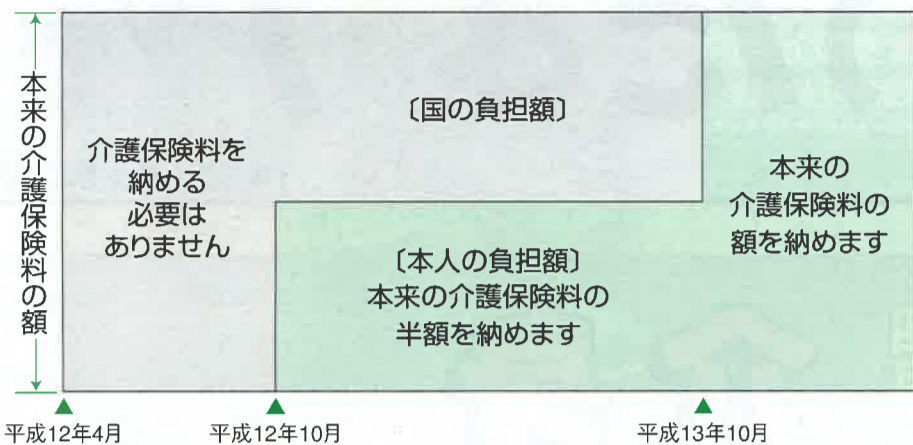


特集
1

65歳以上の方の介護保険料は、平成13年9月分まで半額



■平成13年10月分から全額(本来の介護保険料)を納めることになります。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

〔老齢年金や退職年金などの額が月額15,000円を境に、納め方が異なります。〕

- 月額15,000円以上の方 ⇒ 年金から天引きされます。
- 月額15,000円に満たない方 ⇒ 口座振替などにより、直接市町村に納めます。

■年金額が月額15,000円以上の方でも、年度途中で他の市町村に転出したときなどは、口座振替などにより直接市町村に納めることになります。



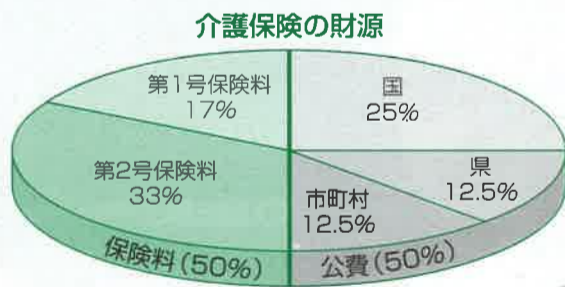
65歳以上の方の介護保険料の仕組み

〔介護保険料は住んでいる市町村ごとに、所得に応じて決められます。〕

- 介護保険料は市町村の条例によって定められます。
- 介護保険料は65歳以上の方やその世帯員の年間所得金額によって、5段階に分かれます。

	軽減される方			基準額を支払う方	割り増して支払う方	
本人	生活保護の受給者	老齢福祉年金受給者	市町村民税非課税	市町村民税非課税	市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が250万円未満	市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が250万円以上
世帯員	課税の状況は問いません	全員が市町村民税非課税	全員が市町村民税非課税	だれかが市町村民税課税	課税の状況は問いません	課税の状況は問いません
	基準額×0.5		基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5

* 基準額は、各市町村で必要とするサービス総費用のうち、17%をその市町村に住む65歳以上の方の人数で均等割りして算出した額です。サービス総費用は、市町村のサービス水準によって異なりますので、基準額も異なります(ひと月あたり県平均で3,073円程度になります)。



40歳から64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料

〔今年4月から納付・徴収が始まっています。〕

■第2号被保険者の介護保険料は、医療保険料と合わせて一括して納めます。その額は、加入している医療保険によって異なります。

■健康保険・共済組合などに加入している場合

■国民健康保険に加入している場合

- 介護保険料は医療保険料とともに給与から天引きされます。
- 介護保険料は給与に応じて異なります。
- サラリーマンの配偶者などの被扶養者分については、介護保険料を納める必要はありません。

- 介護保険料は医療保険料と合わせて国民健康保険税(料)として納めます。
- 介護保険料は所得や資産などに応じて異なります。
- 世帯主が世帯員分も合わせて納めます。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の半額納付・徴収が、10月から始まります。